

[VII]

## 高知県測量業務共通仕様書

令和 56 年 7 月 1 日 施行

高知県土木部

28. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
29. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
30. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
31. 「書面」とは、発行年月日を記録し、打合せ簿等の帳票をいい、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
33. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
34. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
35. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
36. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
37. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。
38. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
39. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

### 第103条 受発注者の責務

1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

## 第118条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者は、電子納品運用に関するガイドライン（高知県・令和45年6月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。  
「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

## 第119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第120条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 測量業務成果物の検査
  - (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。  
 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県・令和5年6月）」に基づくものとする。

## 第121条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の

を受けなければならない。

### 第131条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### 第132条 個人情報の取扱い

#### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、[行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）](#)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

[VIII]

## 地質・土質調査業務共通仕様書

令和 65 年 7 月 1 日 施行

高知県土木部

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 第134条 臨機の措置                        | 17        |
| 第135条 履行報告                         | 17        |
| 第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更            | 18        |
| 第137条 行政情報流出防止対策の強化                | 18        |
| 第138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置        | 19        |
| 第139条 保険加入の義務                      | 20        |
| <b>第2章 機械ボーリング</b>                 | <b>21</b> |
| 第201条 目的                           | 21        |
| 第202条 土質の分類                        | 21        |
| 第203条 調査等                          | 21        |
| 第204条 成果物                          | 22        |
| <b>第3章 サンプリング</b>                  | <b>24</b> |
| 第301条 目的                           | 24        |
| 第302条 採取方法                         | 24        |
| 第303条 試料の取扱い                       | 24        |
| 第304条 成果物                          | 24        |
| <b>第4章 サウンディング</b>                 | <b>25</b> |
| <b>第1節 標準貫入試験</b>                  | <b>25</b> |
| 第401条 目的                           | 25        |
| 第402条 試験等                          | 25        |
| 第403条 成果物                          | 25        |
| <b>第2節 <u>スクリューウエイト貫入試験</u></b>    | <b>25</b> |
| <u>(旧スウェーデン式サウンディング試験)</u>         | 25        |
| 第404条 目的                           | 25        |
| 第405条 試験等                          | 25        |
| 第406条 成果物                          | 26        |
| <b>第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験</b> | <b>26</b> |
| 第407条 目的                           | 26        |
| 第408条 試験等                          | 26        |
| 第409条 成果物                          | 26        |
| <b>第4節 ポータブルコーン貫入試験</b>            | <b>26</b> |
| 第410条 目的                           | 27        |
| 第411条 試験等                          | 27        |
| 第412条 成果物                          | 27        |
| <b>第5節 簡易動的コーン貫入試験</b>             | <b>27</b> |

- と受注者が対等の立場で合議することをいう。
27. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
28. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
29. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
30. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
31. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
32. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
34. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。
39. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
40. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書

3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県・令和2年3月）（以下「ガイドライン」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

#### 第119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第120条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
  - (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県・令和5年6月）」に基づくものとする。

#### 第121条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

### 第130条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

### 第131条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### 第132条 個人情報の取扱い

#### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、[行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）](#)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律

## 第5章 原位置試験

### 第1節 孔内載荷試験

#### 第501条 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求める目的とする。

#### 第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、~~JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」~~及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

##### （1）点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

##### （2）試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

##### （3）試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

##### （4）最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

##### （5）載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

##### （6）加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時にを行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6KN/m<sup>2</sup>ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

### 第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

## 第2節 地盤の平板載荷試験

### 第504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求ることを目的とする。

### 第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

### 第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

## 第3節 現場密度測定（砂置換法）

### 第507条 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を

(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙1314、報告書用紙のJGS1614によるものとする。

## 第6節 ルジオン試験

### 第516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求める目的とする。

### 第517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS 1323（ルジオン試験方法）によるものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

### 第518条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係 (p-q曲線)
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値 ( $Lu$ ) 又は換算ルジオン値 ( $Lu'$ )

## 第7節 速度検層

### 第519条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求める目的とする。

### 第520条 試験等

試験方法及び装置は、JGS 1122（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。

### 第521条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

## [IX]

# 土木設計業務等共通仕様書

令和 65 年 7 月 1 日 施行 |

高知県土木部

必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
28. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
29. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
30. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
31. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
32. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。  
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
33. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものと有効とする。  
ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
34. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認することをいう。
35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
36. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
38. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに

書を発注者に返却しなければならない。

### 第1117条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者は、電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県・令和4年3月）（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。  
「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

### 第1118条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

### 第1119条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 設計業務等成果物の検査
  - (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。  
なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県・令和45年6月）」に基づくものとする。

等を実施しなければならない。

なお、協力者は、高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者である場合は、高知県の指名停止期間中であってはならない。

### 第1129条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

### 第1130条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### 第1131条 個人情報の取扱い

#### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、[引](#)

政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行

政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することができないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

## (参考) 主要技術基準及び参考図書

R46.37 現在

| No.           | 名 称   | 編集又は発行所名   | 発行年月     |
|---------------|---|------------|----------|
| <b>〔1〕共 通</b> |   |            |          |
| 1             | 国土交通省制定 土木構造物標準設計                             | 全日本建設技術協会  | —        |
| 2             | 土木製図基準[2009年改訂版]                              | 土木学会       | H21. 2   |
| 3             | 水理公式集 平成11年版                                  | 土木学会       | H11. 11  |
| 4             | JISハンドブック                                     | 日本規格協会     | 最新版      |
| 5             | 土木工事安全施工技術指針                                  | 国土交通省      | R65. 3   |
| 6             | 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)                      | 国土交通省      | R元. 9    |
| 7             | 建設機械施工安全技術指針                                  | 国土交通省      | H17. 3   |
| 8             | 建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説                        | 日本建設機械施工協会 | H18. 2   |
| 9             | 移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル                      | 日本建設機械施工協会 | H12. 3   |
| 10            | 土木工事共通仕様書                                     | 国土交通省      | R36. 3   |
| 11            | 地盤調査の方法と解説(2分冊)                               | 地盤工学会      | H25. 3   |
| 12            | 地盤材料試験の方法と解説(2分冊)                             | 地盤工学会      | H21. 11  |
| 13            | 地質・土質調査成果電子納品要領                               | 国土交通省      | H28. 10  |
| 14            | 公共測量 作業規程の準則                                  | 国土交通省      | R2. 3    |
| 15            | 公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領                        | 日本測量協会     | H29. 4   |
| 16            | 公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編 | 日本測量協会     | H28. 3   |
| 17            | 公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編 | 日本測量協会     | H28. 3   |
| 18            | 測量成果電子納品要領                                    | 国土交通省      | R6H30. 3 |
| 19            | 測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル                | 国土地理院      | H19. 11  |
| 20            | 基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)      | 国土地理院      | H13. 5   |
| 21            | 公共測量成果改定マニュアル                                 | 国土地理院      | H26. 5   |
| 22            | 電子納品運用ガイドライン【業務編】                             | 国土交通省      | R62. 3   |
| 23            | 電子納品運用ガイドライン【測量編】                             | 国土交通省      | R63. 3   |
| 24            | 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】                        | 国土交通省      | H30. 3   |
| 25            | 2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】                      | 土木学会       | H30. 3   |
| 26            | 2014年制定 舗装標準示方書                               | 土木学会       | H27. 10  |

## 第2121条 成果物

### 1. 環境影響評価

受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、  
[2部](#)納品するものとする。

表2.1.1 成果物一覧表

| 成果物項目       | 摘要 |
|-------------|----|
| 環境影響評価報告書一式 | ※1 |
| 方法書（案）      |    |
| 準備書（案）      | ※2 |
| 評価書（案）      | ※2 |

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

### 2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。

(6) 予測プログラム作成

1) プログラム条件設定

受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。

- ① 使用機器の設定
- ② 使用言語の設定
- ③ その他条件設定

2) プログラム構成検討

受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。

3) プログラム作成

受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。

4) テストラン

受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。

5) プログラムのインストール

受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。

6) システム操作マニュアルの作成

受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 13 節 成果物

### 第 2221 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

1. 本報告書
2. 概要版
3. 付属資料とりまとめ

(5) その他必要と認めたもの

## 第9節 成果物

### 第2323条 成果物

受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

## 第11節 成果物

### 第3136条 成果物

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

表3.1.1 予備設計成果物一覧表

| 設計種別  | 設計項目    | 成果物項目  | 縮尺                                     | 種類    |    |    |     |          |     |       |    |      | 摘要                   |
|-------|---------|--------|--|-------|----|----|-----|----------|-----|-------|----|------|----------------------|
|       |         |        |  | 堤防、護岸 | 胸壁 | 突堤 | 離岸堤 | 潜堤・人工リーフ | 消波堤 | 津波防波堤 | 砂浜 | 付帯設備 |                      |
| 予備設計  | 設計図     | 平面図    | 1:500～1:1000                           | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    |                      |
|       |         | 標準断面図  | 1:100<br>または<br>1:200                  | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    |                      |
|       |         | 縦断図    | V=1:50～<br>1:100<br>H=1:200<br>～1:1000 | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    |                      |
|       |         | 横断図    | 1:100～<br>1:200                        | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    |                      |
|       |         | 本体工一般図 | 1:20～<br>1:200                         | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ※  | ○    |                      |
|       |         | 付帯工一般図 | 1:20～<br>1:200                         | ○     | ○  | ○  |     |          |     | ○     |    | ○    |                      |
|       |         | 施工計画図  | 1:20～<br>1:1000                        | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    |                      |
| 設計報告書 | 基本事項検討書 | —      | ○                                      | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    | 基本諸元の検討<br>構造型式の検討   |
|       | 施工計画書   | —      | ○                                      | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    | 施工法の検討<br>全体計画の検討    |
|       | 概算工事費   | —      | ○                                      | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    | 概算数量<br>概算工事費        |
|       | 考 察     | —      | ○                                      | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    | 課題整理<br>今後の調査事項      |
|       | パス      | —      | ○                                      | ○     | ○  | ○  | ○   | ○        | ○   | ○     | ○  | ○    | A-3版の着色<br>※必要に応じて納品 |

※砂浜の本体工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際に限り作成するものとする。

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 溪流空間利用実態調査

### 第4110条 溪流空間実態利用調査

#### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域について、溪流空間の利用実態、ニーズの把握を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 溪流空間利用実態調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者数、利用区間等の実態を調査するものとする。

##### (3) 利用者及び市町村の意向把握調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者、溪流の位置する市町村を対象として、当該溪流の利用に関する意向をヒアリング調査によって調査・集計するものとする。

##### (4) 調査結果のとりまとめ

受注者は、調査結果を、所定の様式に基づきとりまとめ、考察を行なうものとする。

##### (5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第5節 成果物及び貸与資料

### 第4111条 成果物

受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

#### 第4節 成果物

##### 第4212条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本堰堤
- ② 副堰堤
- ③ 水叩き
- ④ 側壁護岸
- ⑤ 床固工
- ⑥ 流末処理工
- ⑦ 魚道工

## 2) 基礎工設計

受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

## 3) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

# (5) 施工計画及び仮設構造物設計

## 1) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設設計画）の概略施工計画及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

## 2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）の概略設計を行うものとする。

# (6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

# (7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事

## (4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

## 1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 流木発生抑制施設

② 流木捕捉施設

## 2) 設計図の作成

受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。

## 3) 付帯施設の設計

設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

## 4) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

## (5) 施工計画及び仮設構造物設計

## 1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、およびコンクリート打設設計）の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

## 2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）の概略設計を行うものとする。

## (6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

## (7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

## 第7節 成果物

### 第4319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

## (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり対策工予備設計報告書
- (2) 設計地点の測量図面
  - ・平面図（縮尺1/100～1/1,000）
  - ・横断図（縮尺1/100～1/1,000）
  - ・縦断図（縮尺1/100～1/1,000）
- (3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

## 第5節 成果物

## 第4410条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の測量図面
  - 1) 平面図 (縮尺 1/100～1/1,000)
  - 2) 横断図 (縮尺 1/100～1/1,000)
  - 3) 縦断図 (縮尺 1/100～1/1,000)
- (3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

## 第5節 成果物

### 第4510条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

討を行い、詳細な設計を行うものとする。

(5) 施工計画および仮設構造物設計

受注者は、防止施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下のとおりとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 施工上の問題点とその整理

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の測量図面
  - ・実測平面図
  - ・実測縦断図
  - ・実測横断図
- (3) 地質調査、試験の成果

## 第5節 成果物

### 第4609条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 現地調査計画の策定

受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、調査職員の承諾を得るものとする。

### (3) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

### (4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。

### (5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 成果物

### 第5120条 成果物

#### 1. 環境影響評価

受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表5.1.1 成果物一覧表

| 成果物項目       | 摘要 |
|-------------|----|
| 環境影響評価報告書一式 | ※1 |
| 方法書（案）      |    |
| 準備書（案）      | ※2 |
| 評価書（案）      | ※2 |

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

#### 2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果物として第1117条成果物の提出に従い作成し発注者

受注者は設計図書に示す利水計算年数について雨量、流量資料のデータ登録を行い、新規取水を考慮した渴水基準年におけるダム容量の検討を行うとともに、設定されたダム容量に基づきダム運用計算を行い、その結果を貯水池運用曲線図、流況図及び流況表に整理するものとする。

なお、渴水基準年については、別途協議するものとする。

(8) 確保容量検討

受注者は、新規用水及び利水計算年数に基づき、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、目的別の確保容量の検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 成果物

### 第 5208 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

- (1) 報告書
- (2) 概要版
- (3) 付属資料（計算結果、収集資料）

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。

- (1) 地形特性図 (1/25,000)
- (2) 地形調査報告書

### 4. 貸与資料

貸与資料は、設計図書に提示する。

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第3節 広域調査

### 第 5303 条 広域調査

#### 1. 業務目的

ダム地質調査初期段階において、縮尺 1/10,000 地形図に基づき、現地調査を実施し、ダム周辺の地質構成、地質構造を把握し、地質図を作成するとともにダム建設上の問題点を予測することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 資料収集整理

受注者は、ダム周辺の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。

##### (3) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された資料を基に、現地調査を実施し、地形および露頭観察を行うものとする。受注者は 10k m<sup>2</sup>の範囲を標準として調査する。
- 2) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてとりまとめるものとする。

##### (4) 図面作成

- 1) 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行い、ダム周辺の地形検討を行うものとする。
- 2) 受注者は、収集資料や現地調査結果により、ダム周辺の地質構成、地

質構造について、地質的考察を行うものとする。

3) 受注者は、地質的考察に基づき、ダム周辺の縮尺 1/10,000 地質平面図および地質断面図を作成するものとする。

(5) とりまとめ

1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム建設に伴う地質上の問題点を予測するものとする。

2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の地質調査計画の提案を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

(1) 地質平面図 (1/10,000)

(2) 地質断面図 (1/10,000)

(3) ルートマップ

(4) 広域調査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 地形図 (1/5,000～1/10,000 程度)

(3) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第4節 地表地質踏査

### 第 5304 条 地表地質踏査の基本的事項

地表地質踏査は、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で行われることを前提としており、調査対象はダムサイト、堤体材料採取候補地、貯水池周辺に分けられる。

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (3) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (4) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5306 条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)

本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。

### 1. 業務の目的

貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

## (3) 解析

## 1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

## 2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。

## 3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図(1/2,500)および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図(拡大1/1,000)を作成する。

## 4) 地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。

## (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

## (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図(1/2,500)
- (2) ダム軸地質断面図(拡大1/1,000)
- (3) 地質調査計画図(拡大1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

## 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図(1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト地形図(1/5,000～1/2,500)
- (5) 既存調査資料

## 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (4) 地質調査計画図 (1/500)
- (5) ルートマップ
- (6) 地質調査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)

### 1. 業務の目的

貸与された 1/5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

#### (3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/5,000）および、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図（1/5,000）
- (2) 地質断面図1断面
- (3) ルートマップ
- (4) 地質概査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1/50,000～10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1/5,000）
- (6) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (6) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)

### 1. 業務の目的

貸与された 1/1,000 地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

#### (2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、所要材料の質および量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。

3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図（1/1,000）および地質断面図（1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書をとりまとめる。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

(1) 地質平面図（1/1,000）

(2) 地質断面図（縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する）

(3) 概略採取計画図（1/1,000）

(4) 地質調査計画図（1/1,000）

(5) ルートマップ

(6) 地質調査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

受注者は、現地調査、地形検討および地質的考察に基づき、ダムサイトの地質構造上の位置付け、貯水池内における地形・地質上の問題点について大局的な検討を行い、調査計画を提案する。

#### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

#### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000) 2 断面
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5312 条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)

### 1. 業務の目的

精査対象地すべり地周辺の地質状況を把握するとともに、湛水および道路計画に伴う斜面の安定性を検討すること、あるいは、漏水が懸念される地区周辺の地質状況を詳細に把握して、漏水の可能性について検討することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画

書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図をもとに現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、湛水・道路計画を考慮した露頭調査、地形状況、地質構成、地質構造などについて調査する。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、既存概査資料などに基づき、地質構成、地質構造、地下水分布、斜面状況などを検討する。

3) 地質図作成

受注者は地質的考察結果に基づき、地質平面図（1/1,000）および地質断面図（1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、地形・地質状況に基づき、湛水および道路計画等に伴う斜面の安定性あるいは漏水などの問題点を整理・検討する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図ならびに地質条件の検討に基づき、問題箇所について湛水・道路計画を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図（1/1,000）
- (2) 地質断面図（1/1,000） 4 断面
- (3) 地質調査計画図（1/1,000）
- (4) ルートマップ
- (5) 地質調査報告書

### 4. 貸与資料

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 測線位置図
- (2) 観測資料
- (3) 解析断面図
- (4) 物理探査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
- (3) 測量基準点
- (4) 地質平面図、地質断面図
- (5) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第6節 透水試験

基礎岩盤の透水性把握のために透水試験が実施され、ダムサイトではルジオンテストが実施される。

### 第5315条 ルジオンテストの基本的事項

ルジオンテストは、ダムサイトにおける基礎岩盤の透水性把握のために行われ、現地作業とその結果に基づく考察に分けられる。現地作業はボーリング調査とあわせて実施するのを標準としており、作業の範囲は現地作業および現地作業より収集するデータの整理作業までを含む。なお、データの整理作業とは、注入圧力-注入量曲線を作成する作業までをいう。また、ルジオンテストの考察とは、実施されたルジオンテストの結果に基づき考察を行い、ルジオン値を決定する業務をいう。

### 第5316条 ルジオンテストおよび考察

## 1. 業務の目的

ルジオンテストは、ダム基礎岩盤の透水性を評価する試験方法であり、本業務ではその現地作業とその結果に基づく考察を行う。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 現地作業

1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。

ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説（国土技術研究センター・平成 18 年 7 月）に準拠して実施する。

2) 受注者は、ルジオンテストにより得られたデータを整理し、注入圧力-注入量曲線を作成する。

### (3) 考察

受注者は、ルジオンテストより得られた注入圧力-注入量曲線に基づき、ルジオン値を決定する。

### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

### (1) ルジオン値

### (2) ルジオンテストデータ

### (3) 注入圧力-注入量曲線

## 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

### (1) 位置図 (1/5,000～1/10,000)

### (2) 地形図 (1/500～1/1,000)

### (3) 既存地質調査資料

## 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

(3) 測定

受注者は、現地において直接せん断試験を実施し、測定を行う。

(4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評価

受注者は、岩盤せん断試験結果について、地質工学的評価を行う。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

(1) 試験位置図

(2) 試験面スケッチ

(3) 応力-変位量曲線

(4) 時間変位量曲線

(5) 試験面変位図

(6) 岩盤せん断試験報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000)

(2) 地形図 (1/500～1/1,000)

(3) 地質平面図、地質断面図

(4) 既存調査・設計資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5321 条 岩盤変形試験

### 1. 業務の目的

Φ300mm の剛体円形支圧板による変形試験（原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月））の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 試験位置の選定

- 1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。
- 2) 受注者は、選定した試験面に剛体支圧板を設置する。

(3) 測定

受注者は、現地において岩盤変形試験を実施して、測定を行う。

(4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評価

受注者は、岩盤変形試験結果について、地質工学的な評価を行う。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 試験位置図
- (2) 試験面スケッチ
- (3) 応力-変位量曲線
- (4) 時間変位量曲線
- (5) 試験面変位図
- (6) 岩盤変形試験報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質平面図、地質断面図
- (4) 既存調査・設計資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第9節 孔内観察

ボーリング孔の孔壁をボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して観察し、ボーリングコアと対比することにより地質状況を確認する。

### 第5322条 孔内観察

#### 1. 業務の目的

ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、地質構造などを把握することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地作業

受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。

##### (3) 考察

受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像）を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。

##### (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像）
- (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク
- (3) 孔壁観察報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存物理探査資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者はダムサイト付近の空中写真判読を行う。

2) 地質図作成

受注者は既存地質図に、新規の調査資料を加味し、ダムサイト候補地の地質断面図を作成する。

3) 地質比較検討・調査計画の提案

受注者は各種資料、地質図に基づき、ダムサイト候補地の比較検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図
- (4) 地質比較検討報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (3) ダムサイト、貯水池地形図 (1/5,000)
- (4) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)

#### 1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、堤体材料採取候補地点の地形・地質条件を解析し、最適な地点を選定するため、堤体材料採取候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 既存資料の見直し

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、各堤体材料候補地周辺の地形・地質状況を把握するとともに、既存地質調査資料、既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

##### (3) 解析

###### 1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行い、周辺の地形特性を把握する。

###### 2) 地質図作成

受注者は、既存地質図に新規の調査資料を加味し、堤体材料採取候補地の地質断面図を作成する。

###### 3) 地質比較検討

受注者は、各種資料、地質図に基づき堤体材料採取候補地の比較検討を行う。

###### 4) 調査計画の検討

受注者は、比較検討結果に基づき、当該候補地における地質上、材料採取上の問題点を考慮した調査計画を提案する。

##### (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、

発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) 地質比較検討報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000)
- (6) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)

#### 1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/2,500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、ダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

##### (3) 解析

###### 1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の概略検討を行って、地質図を作成する。

###### 2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、透水

性および断層の検討を行い、ダムサイトとしての基本的問題点を検討し、指摘する。

### 3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、検討、指摘された問題点に対応した調査計画を提案する。

### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1,000) 4 断面
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) 地質解析報告書

## 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 既存調査資料

## 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500)

### 1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/500 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討しダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画

書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行つて、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、岩盤状況、透水性、地下水位について考察し、岩級区分図・ルジオンマップを作成して、ダムサイトとしての地質工学的な問題点について検討評価する。

3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) 地質断面図 (1/500) 9 断面
- (3) 岩級区分図 (1/500) 9 断面
- (4) ダム軸沿いルジオンマップ
- (5) 地質調査計画図 (1/500)
- (6) 地質解析報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)

に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、  
発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大1/1,000) 各1断面
- (3) 概略採取計画図 (拡大1/1,000)
- (4) 調査計画図 (拡大1/1,000)
- (5) 地質解析報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)

### 1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/1,000 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

#### (3) 解析

##### 1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補

地の広域的位置付けを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、堅岩分布状況について詳細に考察し、賦存量を推定し、材料採取計画の資料とする。

3) 調査計画の検討

受注者は上記検討結果に基づき、地質上、採取計画上の問題点を考察して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面
- (3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面
- (4) 採取計画図 (1/1,000)
- (5) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (6) 地質解析報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5330 条 地質考察の基本的事項

地質考察は、実施された地質調査（物理探査、ボーリング調査、横坑調査など）に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、既存の地質断面図を修正する業務である。

地質考察は、調査対象により以下に区分される。

- (1) ダムサイト
- (2) 堤体材料
- (3) 貯水池

### 第5331条 ダムサイト地質考察

#### 1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 考察

###### 1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

###### 2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

##### (3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 調査位置図
- (2) 地質断面図
- (3) 地質解釈の報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

## 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第5332条 堤体材料採取候補地地質考察

### 1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 考察

##### 1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

##### 2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

#### (3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

#### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 調査位置図
- (2) 地質断面図
- (3) 地質解釈の報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第5333条 貯水池周辺地質考察

#### 1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、貯水池周辺の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 考察

###### 1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

###### 2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

##### (3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

って、本体概略設計に必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度）

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帶の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討（岩盤透水性）

受注者は、各種調査資料に基づき、ルジオンマップなどを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面
- (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 5 断面
- (4) 水平面図 (1/500) 3 断面
- (5) 岩級区分図 (1/500) 13 断面
- (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面
- (7) 岩級コンターマップ (1/500)
- (8) 地質調査計画図 (1/500)
- (9) 地質解析報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面
- (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 8 断面
- (4) 水平断面図 (1/500) 5 断面
- (5) 岩級区分図 (1/500) 18 断面
- (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面
- (7) 岩級コンターマップ (1/500) 2 種
- (8) 地質調査計画図 (1/500)
- (9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的な検討・評価を行い採取計画および施工計画上必要な地質図を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内

容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、既存地質調査資料（物理探査、横坑、ボーリング、土質試験、岩石試験、骨材試験、材料試験など）を整理統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質構成および地質構造の詳細な検討を行い採取計画および施工計画上必要な地質図を作成するとともに、各地質区分に応じた賦存量を算出する。

3) 地質工学的検討

受注者は、既存資料および上記検討資料に基づき、材質、断層・脆弱部、変質帶、堅岩分布、材質分布、採取計画上の問題点について、地質工学的な検討、評価を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は上記検討結果に基づき、堤体材料採取候補地の地質上の問題点を考慮した調査計画を提案し、廃棄岩の発生量・処理方法についても配慮する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

(1) 地質平面図 (1/1,000)

(2) 地質断面図（縦断、横断、水平 1/1,000）13 断面

(3) 材質区分図 (1/1,000) 13 断面

(4) 材料分布コンターマップ (1/1,000)

受注者はダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。

(3) 図面作成

受注者は、岩種分布、岩級分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図および岩級区分図を作成する。

(4) 解析

- 1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。
- 2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 成果物**

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 掘削面地質図
- (2) 掘削面岩級区分図
- (3) 地質断面図
- (4) 岩級区分断面図

**4. 貸与資料**

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面形状図
- (2) 既存調査資料

**5. その他**

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

**第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価**

**1. 業務の目的**

材料採取地掘削面スケッチの成果に基づいて、地質条件、材料分布および掘削法面の長期的安定性について解析・評価を行うことを目的とする。

**2. 業務内容**

- (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 解析

- 1) 受注者は、既往調査資料および掘削面スケッチ資料に基づき、岩種分布、材料分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い地質図および材料区分図を作成する。
- 2) 受注者は、地質構造、材料分布ならびに不良岩の分布について解析する。
- 3) 受注者は、解析結果に基づき、採取範囲ないし採取形状の変更が必要であるか否かについて評価する。また、以後の材料採取に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。
- 4) 受注者は、解析結果に基づき、掘削法面の長期的安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

(3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 材料採取地地質図 (1/500～1/1,000)
- (2) 材料採取地材料区分図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質断面図 (1/500～1/1,000)
- (4) 材料区分断面図 (1/500～1/1,000)

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面スケッチ資料 (1/200～1/500)
- (2) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ

### 1. 業務の目的

材料採取地の掘削面調査を行い、材料分布を確認するとともに、その地質、

岩盤状況をもとに、掘削法面の安定性を解析・評価することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 掘削面調査

受注者は材料採取地の掘削面調査を実施する。

### (3) 図面作成

受注者は、岩種分布、材料分布および割れ目や岩盤劣化部の連続性などについて掘削面地質図および掘削面材料区分図を作成する。

### (4) 解析

1) 受注者は、掘削面の地質・岩盤性状について解析する。

2) 受注者は、掘削面の解析結果を地質工学的に検討し、掘削法面の安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

### (5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

### (1) 掘削面地質図 (1/200～1/500)

### (2) 掘削面材料区分図 (1/200～1/500)

## 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

### (1) 掘削面形状図 (1/200)

### (2) 既存調査資料

## 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第12節 第四紀断層調査

### 第5340条 第四紀断層調査の基本的事項

1) 受注者は、収集した地質文献の記載内容を把握し、文献断層一覧表を作成する。

2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層については記載内容、根拠について吟味し、各文献断層のこれまでの評価と成因を取りまとめる。

(7) 総合検討

1) 受注者は、全ての資料、特に文献の記載内容と写真判読結果と併せてとりまとめ、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様の位置、性状、活動性を検討する。

2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について調査結果要約表を作成する。

3) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について、第四紀断層一次調査その 2 の調査対象となるか否かを判定する。

(8) 調査計画の検討

受注者は、調査結果を踏まえて、必要に応じて調査計画の提案を行う。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 文献断層分布図（縮尺 20 万分の 1）
- (2) 地形判読図（縮尺 2.5 万分の 1）
- (3) 地質集成図（縮尺 20 万分の 1）
- (4) 第四紀断層関連調査図（縮尺 2.5 万分の 1）
- (5) 文献断層一覧表
- (6) 線状模様一覧表
- (7) 調査結果要約表
- (8) 第四紀断層調査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）

(5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第13節 成果物

第5342条 成果物

受注者は、表5.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

## 第4節 成果物

## 第5410条 成果物

受注者は、表5.4.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表5.4.4 成果物一覧表

| 種別       |                   | 設計項目  | 成果物項目 |     |                              | 縮尺                  | 摘要    |  |
|----------|-------------------|-------|-------|-----|------------------------------|---------------------|-------|--|
| ダム本体構造設計 | 計画設計              | 施設設計図 | 堤体工   |     | 平面図<br>上流図面<br>下流図面<br>標準断面図 | 1/500               |       |  |
|          |                   |       | 施工設備  |     | 全体平面図<br>フローシート              | 1/5,000～<br>1/2,500 |       |  |
|          |                   | 数量計算書 |       |     |                              |                     |       |  |
|          |                   | 報告書   |       |     |                              |                     |       |  |
|          | 重力式コンクリートダム本体構造設計 | 概略設計  | 転流工   | 仮締切 | 平面図<br>縦断面図                  | 1/500～<br>1/200     |       |  |
|          |                   |       |       |     | 標準断面図                        | 1/100～<br>1/50      |       |  |
|          |                   |       | 仮排水路  |     | 平面図<br>縦断面図                  | 1/500～<br>1/200     |       |  |
|          |                   |       |       |     | 標準断面図                        | 1/100～<br>1/20      |       |  |
|          |                   |       |       |     | 閉塞工図                         | 1/100～<br>1/50      |       |  |
|          |                   | 施設設計図 | 堤体工   |     | 掘削平面図<br>平面図                 | 1/500               |       |  |
|          |                   |       |       |     | 上流面図<br>下流面図<br>横断面図         |                     | 15m間隔 |  |
|          |                   |       |       |     | 標準断面図                        | 1/500～<br>1/200     |       |  |
|          |                   |       |       |     |                              |                     |       |  |
|          |                   | 洪水吐き工 |       |     | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図<br>標準断面図 | 1/500～<br>1/100     |       |  |
|          |                   |       |       |     | 縦断面図<br>標準断面図                | 1/200～<br>1/50      |       |  |
|          |                   |       |       |     | 孔配置図<br>排水孔配置図               | 1/500～<br>1/200     |       |  |
|          |                   | 数量計算書 |       |     |                              |                     |       |  |
|          |                   | 報告書   |       |     |                              |                     |       |  |

#### (6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計計算に際し、現地の状況のほか、概略設計成果、地質調査等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の形状、構造が適切であるかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、工事数量の正確性、適切性、整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

#### (7) 報告書作成

第5503条可能性調査第2項の(8)に準ずるものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 概略設計報告書
- (2) 設計地点の実測地形図
- (3) 地質調査報告書

## 第4節 成果物

### 第5508条 成果物

受注者は、表5.5.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

## (9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

フィルダム施工計画及び施工設備の実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

## (1) 水文資料

- 1) 雨量
- 2) 気温
- 3) 流量

## (2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解折資料
- 4) 材料採取場付近地質図
- 5) 仮設備計画地点近傍地質調査結果
- 6) 仮設備計画地点地質総合解析資料
- 7) 材料調査結果（試験を含む）

## (3) 測量図

- 1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

## (4) 本体実施設計報告書

## 4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

## 第4節 成果物

## 第 5608 条 成果物

受注者は、表 5.6.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、[2部](#)を納品するものとする。

## (8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

グラウチング整理・解析を行うに当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 注入記録
- (2) 透水試験記録
- (3) 基礎処理設計図
- (4) その他資料

## 第7節 成果物

## 第 5812 条 成果物

受注者は、表 5.7.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2部を納品するものとする。

表 5.7.1 成果物一覧表

| 種別             |                           | 成果物 |           | 縮尺                  | 摘要 |
|----------------|---------------------------|-----|-----------|---------------------|----|
| その他の<br>水理模型実験 | 背水計算                      | 設計図 | 貯水池平面図    | 1/5,000～<br>1/2,000 |    |
|                |                           |     | 縦断面図・横断面図 |                     |    |
|                |                           | 報告書 |           |                     |    |
|                | 重力式コンクリートダム<br>洪水吐き水理模型実験 | 報告書 |           |                     |    |
|                | フィルダム洪水吐き<br>水理模型実験       | 報告書 |           |                     |    |
|                | 放流管抽出水理<br>模型実験           | 報告書 |           |                     |    |
|                | 骨材破碎試験・解析                 | 報告書 |           |                     |    |
|                | コンクリート配合試験・解析             | 報告書 |           |                     |    |
|                | グラウチング試験・解析               | 報告書 |           |                     |    |
|                | グラウチングデータ整理・解析            | 報告書 |           |                     |    |

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

（4）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（5）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第6109条 評価書の補正等

### 1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

（1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

（2）評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

（3）要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

（4）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（5）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2節 成果物

### 第6110条 成果物

#### 1. 環境影響調査

受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、

[2部](#)納品するものとする。

表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表

| 成果物         | 摘要  |
|-------------|-----|
| 環境影響評価報告書一式 | ※ 1 |
| 方法書（案）      |     |
| 準備書（案）      | ※ 2 |
| 評価書（案）      | ※ 2 |

※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2 要約書（案）を含むものとする。

受注者は、駐車場施設実態調査について、第6213条駐車場施設実態調査第2項の(3)に準ずるものとする。

(6) 原単位の設定

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。

(7) 地区内の駐車場施設状況

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第7節 成果物

### 第6215条 成果物

受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

表6.2.1 交通現況調査成果物一覧表

| 調査種別   | 成果物                      |
|--------|--------------------------|
| 交通量調査  | 調査報告書                    |
|        | 調査データ集計結果                |
| 速度調査   | 調査報告書                    |
|        | 調査データ集計結果                |
| 起終点調査  | 調査報告書                    |
|        | マスターファイル                 |
| 交通渋滞調査 | 調査報告書                    |
|        | 調査データ集計結果                |
| 駐車場調査  | 調査報告書                    |
|        | 駐車場位置(規模、形態区分)図調査データ集計結果 |

準じて報告書を作成するものとする。

## 第5節 成果物

### 第6305条 成果物

受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.3.1 道路網・路線計画成果物一覧

| 調査種別     | 調査項目 | 成果物       | 縮尺                   |
|----------|------|-----------|----------------------|
| 現況調査     | 報告書  | 交通現況調査    | —                    |
|          | 図面   | 交通現況図     | 適宜                   |
| 交通量推計調査  | 報告書  | 交通量推計調査   | —                    |
|          |      | 現況・将来道路網図 | 適宜                   |
|          |      | リンクデータ図   | 適宜                   |
|          |      | 配分ゾーン図    | 適宜                   |
|          | 図面   | 現況・将来交通量図 | 適宜                   |
| 道路網・路線計画 | 報告書  | 道路網・路線計画  | —                    |
|          | 図面   | 道路網・路線計画図 | 1:25000又は<br>1:50000 |

受注者は詳細構造に対して、各工種毎に数量計算書を作成するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6431 条調整池予備設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として 第 1211 条設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 基本設計報告書
- (2) 実測平面図（縮尺 1/500）
- (3) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (4) 地質調査報告書

## 第 10 節 成果物

### 第 6433 条 成果物

受注者は、表 6.4.1～表 6.4.8 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

8) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 交通量調査報告書
- (5) 地下埋設物・調査資料
- (6) 試掘調査報告書

第5節 成果物

第6517条 成果物

受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

## 第5節 成果物

### 第6611条 成果物

受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

するものとする。

(18) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備、照明設備等諸設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計仕様、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(19) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表
- 3) 各設備のシステム系統図、配線・配管系統図
- 4) 設備容量・規模及び機器仕様一覧表
- 5) 換気所、電気室、ポンプ室等の内部機器配置図及び機器取付図
- 6) 設備工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル詳細設計報告書及び設計図面
- (3) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (4) 地形平面図（縮尺1/1,000）
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺1/100～1/500）

## 第6節 成果物

### 第6716条 成果物

受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、[2部](#)納品するものとする。

いるかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

#### (15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく補強工法決定の経緯
- 3) 補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 補強工主要断面寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁補強予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁補強予備設計等設計協議書

## 第5節 成果物

### 第 6811 条 成果物

受注者は、表 6.8.1～表 6.8.3 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提

出に従い、2部納品するものとする。 |

リートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やP C桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィー法）」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

## 第4節 成果物

### 第6904条 成果物

受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、  
2部納品提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。